



# 栃木県公報

平成 27 年  
6月19日(金)  
第2691号

## 目 次

### 告 示

○当せん金付証券の発売	581
○公印の廃止	585
○解除予定保安林	585
○生活保護法による指定医療機関の指定	585
○生活保護法による指定施術機関の名称等の変更	586
○生活保護法による指定医療機関の事業の廃止	587
○生活保護法による指定医療機関の指定辞退	587
○道路の区域の変更	588
○道路の供用開始	588
○土地区画整理組合の事業計画変更の認可	589

### 公 告

○土地改良区役員の退任	589
○県営土地改良事業の工事完了	589

### 選挙管理委員会

○不在者投票を行うことができる施設の指定	590
----------------------	-----

### 調達等公告

○入札公告（特定調達公告）	590
○同	591

### 宇都宮市街地開発組合

○宇都宮市街地開発組合財政事情の公表	593
--------------------	-----

## 告 示

### 栃木県告示第312号

当せん金付証券を次のとおり発売するので、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定により告示する。

平成27年 6月19日

栃木県知事 福田 富 一

#### I

- 1 名称  
第385回地域医療等振興自治宝くじ
- 2 受託銀行等の名称及び所在地  
株式会社みずほ銀行  
東京都千代田区大手町1丁目5番5号
- 3 発売の数及び総額  
1,000万枚 20億円
- 4 証券金額  
1枚 200円
- 5 証券型式

## 開封式

## 6 発売期間

平成27年8月1日（土）から同月16日（日）まで

## 7 抽せん期日

平成27年8月18日（火）

## 8 当せん金品の支払又は交付の開始期日

平成27年8月24日（月）

## 9 当せん金品の金額又は種類及び当せんの数

等	級	当せん金	当せん本数
1	等	6,000万円	3本
	1等の前後賞	1,000万円	6本
	1等の組違い賞	10万円	297本
2	等	500万円	20本
3	等	10万円	200本
4	等	5万円	3,000本
5	等	5,000円	20,000本
6	等	1,000円	100,000本
7	等	200円	1,000,000本
	計		1,123,526本

## 10 その他

- (1) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金品を受領することができない。
- (2) 証票は、転売することができない。

## II

## 1 名称

第386回地域医療等振興自治宝くじ

## 2 受託銀行等の名称及び所在地

株式会社みずほ銀行

東京都千代田区大手町1丁目5番5号

## 3 発売の数及び総額

1,000万枚 20億円

## 4 証票金額

1枚 200円

## 5 証票型式

被封式（スクラッチ）

## 6 発売期間

平成27年8月5日（水）から同月18日（火）まで

## 7 当せん金品の支払又は交付の開始期日

平成27年8月5日（水）

## 8 当せん金品の金額又は種類及び当せんの数

等	級	当せん金	当せん本数
1	等	100万円	200本
2	等	10万円	400本
3	等	1万円	4,000本
4	等	3,000円	100,000本
5	等	1,000円	139,500本
6	等	200円	1,000,000本

計 1,244,100本

9 その他

- (1) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金品を受領することができない。
- (2) 証票は、転売することができない。

Ⅲ

1 名称

第387回地域医療等振興自治宝くじ

2 受託銀行等の名称及び所在地

株式会社みずほ銀行

東京都千代田区大手町1丁目5番5号

3 発売の数及び総額

1,000万枚 10億円

4 証票金額

1枚 100円

5 証票型式

開封式

6 発売期間

平成27年8月12日(水)から同月25日(火)まで

7 抽せん期日

平成27年8月27日(木)

8 当せん金品の支払又は交付の開始期日

平成27年9月1日(火)

9 当せん金品の金額又は種類及び当せんの数

等	級	当せん金	当せん本数
1	等	1,000万円	2本
1	等の前後賞	500万円	4本
1	等の組違い賞	10万円	198本
2	等	300万円	3本
3	等	50万円	100本
4	等	5万円	1,000本
5	等	5,000円	10,000本
6	等	1,000円	100,000本
7	等	100円	1,000,000本

計 1,111,307本

10 その他

- (1) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金品を受領することができない。
- (2) 証票は、転売することができない。

Ⅳ

1 名称

第388回地域医療等振興自治宝くじ

2 受託銀行等の名称及び所在地

株式会社みずほ銀行

東京都千代田区大手町1丁目5番5号

3 発売の数及び総額

1,250万枚 25億円

4	証票金額		
	1枚	200円	
5	証票型式		
	被封式	(スクラッチ)	
6	発売期間		
	平成27年9月30日(水)から同年10月13日(火)まで		
7	当せん金品の支払又は交付の開始期日		
	平成27年9月30日(水)		
8	当せん金品の金額又は種類及び当せんの数		
	等	級	当せん金
			当せん本数
	1	等	100万円
			200本
	2	等	10万円
			400本
	3	等	1万円
			4,000本
	4	等	5,000円
			99,550本
	5	等	1,000円
			171,500本
	6	等	200円
			1,000,000本
	計		1,275,650本

## 9 その他

- (1) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金品を受領することができない。
- (2) 証票は、転売することができない。

## V

1	名称		
	第389回地域医療等振興自治宝くじ		
2	受託銀行等の名称及び所在地		
	株式会社みずほ銀行 東京都千代田区大手町1丁目5番5号		
3	発売の数及び総額		
	1,500万枚	30億円	
4	証票金額		
	1枚	200円	
5	証票型式		
	開封式		
6	発売期間		
	平成27年11月11日(水)から同月24日(火)まで		
7	抽せん期日		
	平成27年11月26日(木)		
8	当せん金品の支払又は交付の開始期日		
	平成27年12月1日(火)		
9	当せん金品の金額又は種類及び当せんの数		
	等	級	当せん金
			当せん本数
	1	等	5,000万円
			2本
	1等の前後賞		1,000万円
			4本
	1等の組違い賞		10万円
			298本
	2	等	1,000万円
			6本
	3	等	100万円
			150本
	4	等	10万円
			1,500本

5	等	2,000円	150,000本
6	等	200円	1,500,000本
	健康ハツラツ賞	10,000円	30,000本
	計		1,681,960本

## 10 その他

- (1) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金品を受領することができない。
- (2) 証票は、転売することができない。

(財政課)

## 栃木県告示第313号

次の公印を廃止したので、栃木県公印規程（昭和49年栃木県訓令第15号）第12条の規定により告示する。  
平成27年6月19日

栃木県知事 福田 富一

名称	寸法 (ミリメートル)	書体	用途	廃止期日	廃止理由
栃木県室長印④	方20	てん書	一般文書用	平成27年 3月31日	組織改編のため
栃木県室長印⑤	方20	てん書	一般文書用	平成27年 3月31日	組織改編のため

(文書学事課)

## 栃木県告示第314号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年6月19日

栃木県知事 福田 富一

- 解除予定保安林の所在場所  
那須塩原市百村字屋敷内2576番ノ2（国有林。次の図に示す部分に限る。）
  - 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - 解除の理由  
道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び那須塩原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

(森林整備課)

## 栃木県告示第315号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第49条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当する機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

平成27年6月19日

栃木県知事 福田 富一

- 病院、診療所又は薬局

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
平成27年4月1日	イオン小山かなまる眼科・アレルギー科	小山市中久喜1467-1 イオンモール小山1階
平成27年5月1日	おぐら内科・腎クリニック	小山市雨ヶ谷24
平成27年4月1日	医療法人ときながメンタルクリニック	大田原市美原2-3196-52
平成27年4月1日	かつらクリニック	那須塩原市方京2-2-1 KPECビル2階
平成27年4月1日	那須訪問診療所	那須塩原市豊浦10-706
平成27年4月1日	小林内科クリニック	下都賀郡壬生町安塚西南原793-1
平成27年4月1日	関根歯科医院	栃木市河合町4-1
平成27年4月1日	医療法人スマイルスマイル歯科	佐野市高萩町字天明道北528-9
平成26年12月1日	きよえ歯科	真岡市台町15-2
平成27年4月1日	ウエルシア薬局栃木日の出町店	栃木市日ノ出町5-14
平成27年4月1日	株式会社ピノキオファーマシーズ ピノキオファーマシーズ 鹿沼久保店	鹿沼市久保町1618-7
平成27年3月30日	黒磯ロイヤル薬局	那須塩原市若葉町66-120
平成27年4月1日	フクシ烏山薬局	那須烏山市滝田996-10
平成27年5月1日	中央薬局上三川店	河内郡上三川町大字上蒲生2312-4

## 2 指定訪問看護事業者等

指 定 年 月 日	指 定 訪 問 看 護 事 業 者 等		訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン 等	
	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
平成27年 4月15日	有限会社足利ケアサービス	足利市五十部町809-3	足利ケアサービス	足利市五十部町809-3
平成27年 5月1日	鶴谷プロデュース株式会社	東京都台東区上野2-12-18	小山羽川鶴の里訪問看護ステーション	小山市大字羽川455-8
平成27年 4月1日	株式会社ウイルライフ	那須塩原市豊浦10-706	訪問看護ステーション那須	那須塩原市豊浦10-706
平成26年 11月1日	サポートワンセルフ株式会社	芳賀郡茂木町茂木1451	えるえす訪問看護ステーション益子	芳賀郡益子町益子1045-3 コーポいちごB棟201

## 栃木県告示第316号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第55条第2項において準用する生活保護法第50条の2の規定により指定施術機関の名称等を次のとおり変更した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により告示する。

平成27年6月19日

栃木県知事 福田 富 一

変更年月日	施 術 者		施 術 所	
	氏 名	住 所	名 称	所 在 地
平成26年11月1日	砂川 裕太	-	矢板大地鍼灸整骨院 (矢板大地整骨院)	矢板市本町14-8

(注) 表中の ( ) 内は変更前のもの

#### 栃木県告示第317号

次の指定医療機関から、生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第50条の2の規定により指定医療機関の事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

平成27年6月19日

栃木県知事 福田 富一

#### 病院、診療所又は薬局

廃止年月日	名 称	所 在 地
平成27年4月30日	おぐら内科・腎クリニック	小山市雨ヶ谷町24
平成27年3月31日	中久喜クリニック	小山市中久喜1467-1 イオンモール小山 2階
平成27年3月31日	ときながメンタルクリニック	大田原市美原2-3196-52
平成27年3月31日	かつらクリニック	那須塩原市方京2-2-1 KPECビル2階
平成27年3月31日	関根歯科医院	栃木市境町3-16
平成27年3月31日	スマイルスマイル歯科	佐野市高萩町528-9
平成27年4月15日	クローバー薬局	足利市常見町2-18-8
平成27年4月10日	さくら薬局小山店	小山市若木町1-2-13
平成27年3月29日	黒磯ロイヤル薬局	那須塩原市大黒町1-1
平成27年3月31日	とちぎ訪問看護ステーションいちかい	芳賀郡市貝町市塙1720-1 市貝町保健福祉 センター内

#### 栃木県告示第318号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第51条第1項の規定により次の指定医療機関から指定辞退の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

平成27年6月19日

栃木県知事 福田 富一

指定辞退年月日	名 称	所 在 地
平成26年11月14日	おぐら歯科クリニック	芳賀郡市貝町市塙1608-6
平成27年1月1日	医療法人桜岡歯科医院	大田原市元町1-7-25

平成27年1月1日	静和医院	栃木市岩舟町静和2166-1
-----------	------	----------------

(保健福祉課)

栃木県告示第319号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成27年6月19日から同年7月21日まで一般の縦覧に供する。

平成27年6月19日

栃木県知事 福田 富一

I

道路の種類 県道

路線名 主要地方道 宇都宮向田線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
68	前	宇都宮市昭和1丁目372-1から 宇都宮市昭和1丁目555-1まで	14.0～15.8	145.0	
	後	宇都宮市昭和1丁目372-1から 宇都宮市昭和1丁目555-1まで	15.5～17.4	145.0	

II

道路の種類 県道

路線名 一般県道 雀宮真岡線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
193	前	宇都宮市新富町1192-44から 宇都宮市新富町1192-44まで	15.8～17.2	28.0	
	後	宇都宮市新富町1192-44から 宇都宮市新富町1192-44まで	15.8～22.9	28.0	

栃木県告示第320号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成27年6月19日から同年7月21日まで一般の縦覧に供する。

平成27年6月19日

栃木県知事 福田 富一

整理番号	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
4	主要地方道 宇都宮鹿沼線	鹿沼市府中町字塚田393番地137地先から 鹿沼市府中町字塚田392番地44地先まで	平成27年6月19日
298	一般県道 小口黒羽線	那須郡那珂川町小砂字広瀬3036から 那須郡那珂川町小砂字広瀬3037まで	平成27年6月19日

(道路保全課)



栃木県告示第321号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、小山市思川西部土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告する。

平成27年6月19日

栃木県知事 福田 富一

- 1 組合の名称  
小山市思川西部土地区画整理組合
- 2 事業施行期間  
平成26年2月7日から平成31年3月31日まで
- 3 施行地区  
小山市大字立木字寺ノ前の全部並びに字新道、字寺ノ南、字寺ノ内、字堤内、字十二所、字上宿、字村南、字膳棚、字間々下、字天神、字堀本及び字大日川原の各一部
- 4 事務所の所在地  
栃木県小山市立木1410番地1
- 5 設立認可の年月日  
平成26年1月31日
- 6 変更の内容  
設計の概要の変更及び資金計画の変更
- 7 変更認可の年月日  
平成27年6月12日

(都市計画課)

公 告

○土地改良区役員の退任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について退任の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成27年6月19日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	役職名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所	退 任 年 月 日	就 任 年 月 日
高根沢土地改良区	理 事	大塚 幹雄		塩谷郡高根沢町大字上高根沢359-4	27.3.8	

○県営土地改良事業の工事完了

県営土地改良事業について次のとおり工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成27年6月19日

栃木県知事 福田 富一

事 業 名	完 了 年 月 日
県営中山間高原（立足）地区土地改良（農業用排水施設）事業	平成27年2月9日
県営中山間高原（上太田）地区土地改良（農業用排水施設）事業	平成27年3月9日

(農地整備課)

## 選挙管理委員会

## 栃木県選挙管理委員会告示第44号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設として次のとおり指定したので告示する。

平成27年6月19日

栃木県選挙管理委員会委員長 小林恒夫

施設の名 称	所 在 地
社会福祉法人 真亀会 特別養護老人ホーム かめやまの郷	真岡市亀山350-25

## 調 達 等 公 告

## ○入札公告（特定調達公告）

次のとおり一般競争入札に付する。

平成27年6月19日

栃木県知事 福田 富 一

## 1 入札に付する事項

- 借入件名及び数量 新情報通信ネットワークシステム機器 360式
- 借入物品の特質等 入札説明書による。
- 借入期間 平成27年10月1日から平成33年9月30日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約として実施する。そのため、契約に当たっては、県の各年度予算において当該契約に係る経費が減額又は削除されたときに契約を変更又は解除できる旨の特約を付す。

- 借入場所 栃木県警察本部及び各警察署等

## 2 入札に参加する者に必要な資格

- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、大分類N通信、情報処理2情報関連サービス又は大分類Pその他のサービス2リース、レンタルの入札参加資格を有するものと決定された者であること。
- 平成27年8月18日から同月24日までの間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。

## 3 入札の手続等

- 契約に関する事務を担当する課の名称等及び契約内容の縦覧場所  
〒320-8510 栃木県宇都宮市埜田1丁目1番20号  
栃木県警察本部警務部会計課出納係 電話028-621-0110（内線2246）
- 入札説明書の交付期間及び交付場所  
平成27年6月19日から同年8月10日までの日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで(1)の場所において交付する。
- 入札及び開札の日時及び場所  
ア 入札書の受領期限及び提出場所 平成27年8月18日午後5時 (1)の場所に持参又は郵送すること。  
(ただし、郵送の場合は、書留郵便で(1)の場所へ郵送すること。)  
イ 開札の日時及び場所 平成27年8月24日午前10時30分 栃木県警察本部庁舎2階入札室
- 入札方法 1の(1)の件名の月額リース料で入札に付する。
- 入札書の記載方法等 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとす

る。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) その他

入札に参加しようとする者は、次のとおりこの入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

ア 入札参加申請書類の提出期間、提出場所及び提出方法 平成27年6月19日から同年8月10日までの日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時までに(1)の場所に持参又は郵送すること。(ただし、郵送の場合は、書留郵便で(1)の場所へ郵送すること。)

イ 確認結果の通知 平成27年8月17日までに郵送する。

4 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札者に要求される事項 この入札に参加を希望する者は、封印した入札書に警察本部警務部会計課で交付する新情報通信ネットワークシステム機器仕様書に基づき作成した仕様書を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。

(4) 審査

ア 技術審査 栃木県警察本部警務部情報管理課長が、入札者の作成した仕様書をイの技術審査基準により審査し、採用し得ると判断した仕様書を提出した入札者の入札書のみを落札決定の対象とする。

イ 技術審査基準 入札者の作成した仕様書が、警察本部警務部会計課で交付する新情報通信ネットワークシステム機器仕様書に示す事項を満たしており、使用目的等に適合すると認められるものであること。

(5) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則(平成7年栃木県規則第12号)第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(6) 落札者の決定方法 (4)の審査により落札決定の対象となった入札書を提出した入札者であって、栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約書の作成の要否 要

(8) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased:

Apparatuses for New Information and Communication Network System, 360set

(2) Time and Date of bidding:

5:00 p.m., August 18, 2015

(3) Information is available at:

Treasurer Section,

Finance Division,

Department of Police Administration,

Tochigi Prefectural Police Headquarters

1-1-20 Hanawada, Utsunomiya, Tochigi 320-8510 TEL.028-621-0110 (extension2246)

○入札公告(特定調達公告)

次のとおり一般競争入札に付する。

平成27年6月19日

栃木県知事 福田 富一

1 入札に付する事項

(1) 借入件名及び数量 汎用電子計算機器等 一式

(2) 借入物品の特質等 入札説明書による。

(3) 借入期間 平成28年2月1日から平成33年1月31日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約として実施する。そのため、契約に当たっては、県の各年度予算において当該契約に係る経費が減額又は削除されたときに契約を変更又は解除できる旨の特約を付す。

(4) 借入場所 栃木県運転免許センター電算室

## 2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

(2) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、大分類Pその他のサービス2リース、レンタルの入札参加資格を有するものと決定された者であること。

(3) 平成27年8月4日から同月10日までの間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。

## 3 入札の手続等

(1) 契約に関する事務を担当する課の名称等及び契約内容の縦覧場所

〒320-8510 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号

栃木県警察本部警務部会計課出納係 電話028-621-0110（内線2246）

(2) 入札説明書の交付期間及び交付場所

平成27年6月19日から同年7月30日までの日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで(1)の場所において交付する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札書の受領期限及び提出場所 平成27年8月4日（火）午後5時（1）の場所に持参又は郵送すること。（ただし、郵送の場合は、書留郵便で(1)の場所に郵送すること。）

イ 開札の日時及び場所 平成27年8月10日午前10時栃木県警察本部庁舎2階会議室

(4) 入札方法 1の(1)の件名の月額リース料で入札に付する。

(5) 入札書の記載方法等 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) その他

入札に参加しようとするものは、次のとおりこの入札に参加するものに必要な資格の確認を受けること。

ア 入札参加申請書類の提出期間、提出場所及び提出方法 平成27年6月19日から同年7月30日までの日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時までに(1)の場所に持参又は郵送すること。（ただし、郵送の場合は、書留郵便で(1)の場所へ郵送すること。）

イ 確認結果の通知 平成27年8月3日までに郵送する。

## 4 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札者に要求される事項 この入札に参加を希望する者は、封印した入札書に警察本部警務部会計課で交付する汎用電子計算器等貸借仕様書に基づき作成した仕様書を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。

(4) 審査

ア 技術審査 栃木県警察本部交通部運転免許管理課長が、入札者の作成した仕様書をイの技術審査基準により審査し、採用し得ると判断した仕様書を提出した入札者の入札書のみを落札決定の対象とする。

イ 技術審査基準 入札者の作成した仕様書が、警察本部警務部会計課で交付する汎用電子計算器等貸借仕様書に示す事項を満たしており、使用目的等に適合すると認められるものであること。

(5) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第156条第3号から第7号までに

掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

- (6) 落札者の決定方法 (4)の審査により落札決定の対象となった入札書を提出した入札者であって、栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (7) 契約書の作成の要否 要
- (8) その他 詳細は、入札説明書による。

## 5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased:  
1 set of General - purpose Computer
- (2) Time and Date of bidding:  
5:00 p.m., August 4, 2015
- (3) Information is available at:  
Treasurer Section,  
Finance Division,  
Department of Police Administration,  
Tochigi Prefectural Police Headquarters  
1-1-20 Hanawada, Utsunomiya, Tochigi 320-8510 TEL.028-621-0110 (extension2246)

(警察本部会計課)

## 宇都宮市街地開発組合

### 宇都宮市街地開発組合告示第5号

宇都宮市街地開発組合財政事情の公表に関する条例（昭和39年宇都宮市街地開発組合条例第3号）第2条の規定に基づき、宇都宮市街地開発組合の財政事情を次のとおり公表する。

平成27年6月19日

宇都宮市街地開発組合  
組合長 福田 富一

まえがき

この「財政事情」は、宇都宮市街地開発組合の財政状況についてご理解をいただくため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第1項の規定に基づき、毎年6月と12月に公表しているものです。

なお、この表は平成27年3月31日現在の予算の執行状況であり、5月31日の出納閉鎖日までの確定額ではありません。

### 1 平成26年度一般会計予算の執行状況

- (1) 歳入（平成27年3月31日現在） (単位：円、%)

款	科	目	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額	調定額に対する収入割合
1	使用料及び手数料		10,000	10,500	10,500		100.0
2	財 産 収 入		43,448,000	43,134,632	43,134,632		100.0
3	繰 入 金		36,330,000	34,180,407	34,180,407		100.0
4	繰 越 金		100,000	154,613	154,613		100.0
5	諸 収 入		43,000	42,919	42,919		100.0
歳 入 合 計			79,931,000	77,523,071	77,523,071		100.0

- (2) 歳出（平成27年3月31日現在） (単位：円、%)

款	科 目	予 算 現 額	支 出 済 額	予 算 残 額	予算現額に対する 支 出 割 合
1	議 会 費	2,542,000	2,139,000	403,000	84.1
2	総 務 費	74,914,000	68,896,122	6,017,878	92.0
3	処 分 管 理 費	2,375,000	1,477,766	897,234	62.2
4	予 備 費	100,000		100,000	
歳 出 合 計		79,931,000	72,512,888	7,418,112	90.7

## 2 公有財産

## (1) 土地及び建物

(単位：㎡)

区 分		平成26年9月30日現在	増 減	平成27年3月31日現在
行政財産	土 地	5,188.10		5,188.10
	建 物	578.02		578.02
普通財産	土 地	100,558.21		100,558.21
	建 物			

## (2) 財政調整基金

(単位：円)

区 分		平成26年9月30日現在	増 減	平成27年3月31日現在
1	有 価 証 券	5,684,260,130	799,780,000	6,484,040,130
2	現 金	4,619,730,811	△ 805,884,155	3,813,846,656
合 計		10,303,990,941	△ 6,104,155	10,297,886,786